

水道水から地下水利用への転換に対する取組状況調査結果について (平成27年2月調査)

平成27年6月
千葉県総合企画部水政課

1 はじめに

近年、水道使用者が経費節減を目的に上水道から地下水に転換することにより、水道事業体の収益に影響を及ぼしているといった報道等が全国的に見受けられることから、県では、この実態を把握するため、平成25年3月に県内41水道事業体を対象に地下水利用への転換状況等の調査を行った。

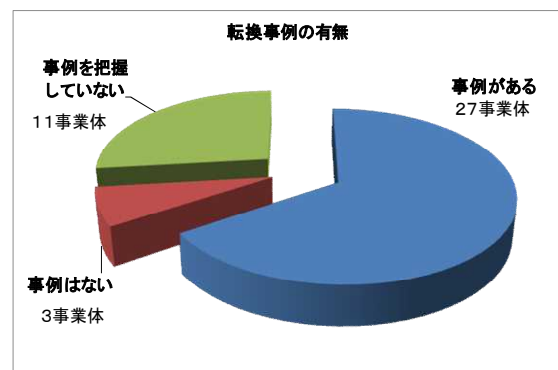
このたび、前回調査（平成25年3月）後の状況等を把握するため、平成27年2月に調査を実施したところであり、その取りまとめ結果について、県内水道事業体の対応策の検討に資するよう情報提供するものである。

2 県内における上水道から地下水利用への転換状況（別添資料1参照）

・ 県内水道事業体の約7割で転換事例

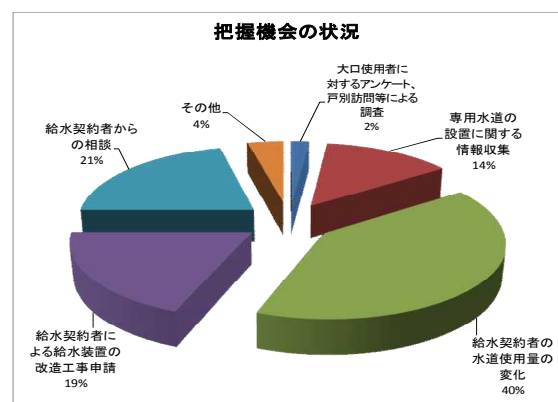
地下水利用への転換状況については、県内水道事業体の約7割に当たる27事業体が地下水利用への転換事例を把握しており、前回調査から、4事業体で新たに転換事例が確認された。

また、事例がないと回答のあったのは3事業体のみであり、その他の11事業体は把握ができていない状況である。



・ 多くが事前に把握できず

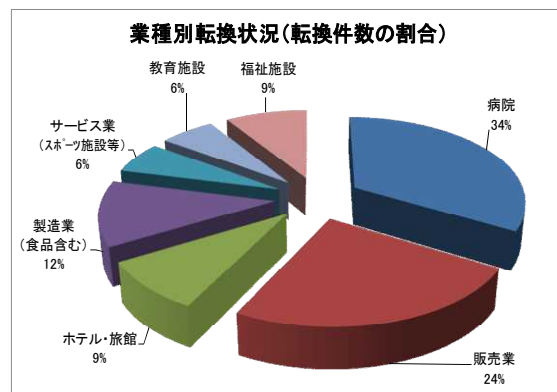
その把握方法は、主に、給水契約者の水道使用水量の変化や、給水装置の改造工事申請が半数を占めているが、把握の時点は、前回調査と同様、既に地下水利用へ転換した後や転換が決まった後にわかるという回答が多い状況である。



・地下水転換による水道事業者への影響

大口使用者による地下水への転換により、過去2年間（平成24～25年度）で県内水道事業者の推定減収総額は約5億円であり、依然として事業者の収益へ影響を及ぼしている状況である。なお、転換事例を把握していても、減収額までは把握できていない水道事業者もあることから、総額は更に大きくなる可能性がある。

業種別での転換件数は、前回調査と同様、病院、販売業、製造業が多くなっており、今回の調査では、病院が約3割以上（前回調査時は約2割）を占めている。



3 県内水道事業者の取組事例

・少ない対応事例

上水道から地下水への転換実態を把握している27事業者のうち、対応策についての回答では、検討はするものの、対応策を講じるまでには至らない事業者がある一方、水道料金に関する対応で3事業者、大口使用者に対する水道利用のPR等に関する対応で4事業者の回答があった。

このうち、水道料金に関する対応の1件は、以下のとおり、今回調査で新たに把握した事例である。

・水道料金に関する対応策を実施した事例（今回調査で新たに把握した事例）

流山市上下水道局（逓増料金制度の逓増度緩和）H27.4.1～

平成26年度に大口使用者を対象とした専用水道利用に係る聞き取り調査を行った結果、一部の大口使用者から、逓増料金体系への疑問が寄せられ、又、地下水を利用した専用水道への移行計画があるとの情報を数件得た。専用水道に移行してしまうと、水道水の利用に戻ることは困難であると言われており、大口使用者による、専用水道への切り替えが、今後も見込まれることから、その抑止を図るため、段階別逓増料金制としている従量料金のうち、101 m³/月以上の逓増度を緩和（値下げ）する料金体系の見直しを行った。

4 まとめ

地下水転換の事例は依然として確認されており、転換実態の把握については、大口使用者に対する戸別訪問などによる調査を実施している事業者もあるが、前述のとおり、既に地下水利用へ転換した後や転換が決まった後に把握するケースが多い状況である。

また、収益面からみると、地下水利用への転換が事業体の経営に影響を与えている状況も依然として確認されており、併せて、減収面だけでなく、地下水転換を行っていない水道使用者に固定費を転嫁せざるを得ない状況も懸念される場所である。

具体的な法規制がない中で、経営に及ぼす影響を少なくしていくため、料金による対応を実施している事業体もある一方、多くの事業体はその対応に苦慮している現状であることから、前回公表（平成26年3月）時の県外の先進事例等を参考にするなど、他事業体の取組みにも注視しつつ、それぞれの事業体が自ら経営上の問題として、最適な料金制度や事前把握の手法の検討に努めていくことが重要である。

なお、国では、平成26年7月に水循環基本法が施行されたところであり、水循環基本計画の策定に向け検討が進められている状況である。

基本計画では、地下水を含めた水循環に関する基本的方針や、総合的かつ計画的に講ずべき施策が定められることから、県としても、その動向を注視していくとともに、今後も調査を継続し、水道事業体の皆様に役立つよう情報提供を行っていきたいと考えている。

最後に、本調査に御協力いただいた県内の水道事業体の皆様に厚く御礼申し上げます。

地下水利用への転換状況等調査結果について（概況）

平成 27 年 6 月
千葉県総合企画部水政課

経費節減等を目的とする水道使用者の上水道から地下水への転換が、近年、水道事業体の経営状況に影響を及ぼしていると考えられることから、平成25年3月に、県内水道事業体（41事業体）を対象に転換状況等の調査を行った。このたび、前回の調査から2年が経過したことから、その後の状況を把握するために再度調査を実施した。その結果概況は以下のとおりである。

1. 転換事例

○給水契約者が上水道から地下水利用に、全部又は一部転換した現在までにおける事例は、27事業体で事例があり、給水契約者の水道使用量の変化や給水装置の改造工事申請などによって、転換事例を把握している。前回の調査と比較すると、4事業体で新たに転換事例が発生している。

2. 影響

○各水道事業体は、水道使用者を使用水量などにより大口使用者と定義しており、25年度末時点における主なものは、病院(115件)、製造業(204件)、教育施設(347件)などである。

○大口使用者の過去2年間(平成24～25年度)の転換件数と推定減少水道使用量は、病院(11件：229,952m³/年)、販売業(8件：147,549m³/年)、製造業(4件：209,807m³/年)などであった。(うち専用水道の水源として転換した件数は、病院(7件)、製造業(3件)などであった。)

○また、過去2年間の推定減収総額は、5億37百万円であり、うち専用水道の水源として転換した減収額は、2億97百万円であった。

3. 対応

各事業体における地下水転換への対応策の検討・実施状況は、水道料金に関する対応（大口使用者の水道料金の軽減）が3事業体であり、大口使用者に対する水道利用のPR等に関する対応が、4事業体であり、その他の事業体は検討なしの回答だった。

（地下水の揚水規制で対応している事業体はなかった。）

4. 水道事業体の意見

地下水への転換に関する主な意見は、地下水利用の法規制の創設、
県等による専用水道の適正な管理の義務付け、
地下水利用者負担を求める制度の創設、
水道事業体の地下水利用に対する規制の緩和などがあつた。